



モバイルチラシ (携帯電話版)

PC版チラシ

特殊車両取締り強化

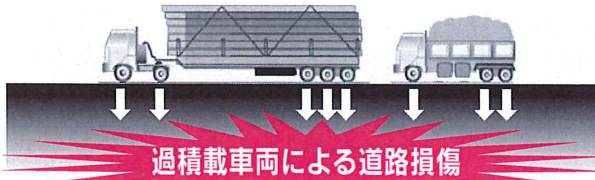
検索

特殊車両通行に関する指導取締り強化

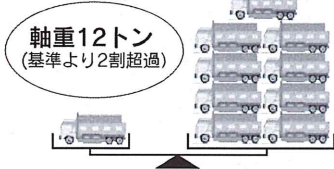
～ 過積載車両が道路に損傷を与えます ～

違反車両が道路に及ぼす影響

道路が損傷する大きな原因には、定められたルールを守らず通行すること等があげられています。特に過積載車両が橋梁や舗装に大きな影響を及ぼします。



大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合、橋梁に対しては約9台分の加重が蓄積され、道路が損傷する原因になります。



$$\left(\frac{12t}{10t}\right)^2 = \text{約9倍}$$

※過積載車両による橋梁等への影響は、基準超過の12乗に相当します。

道路は国民の財産です

オンライン申請可能

事務所や自宅などで、インターネットを利用して、パソコン画面を見ながら申請書の作成や、オンラインでの申請ができます。窓口に向わなくても申請や許可証の交付ができるほか、様々な利点があります。

※詳しくはHPへ→

特殊車両 オンライン

検索

特殊車両取締りを実施

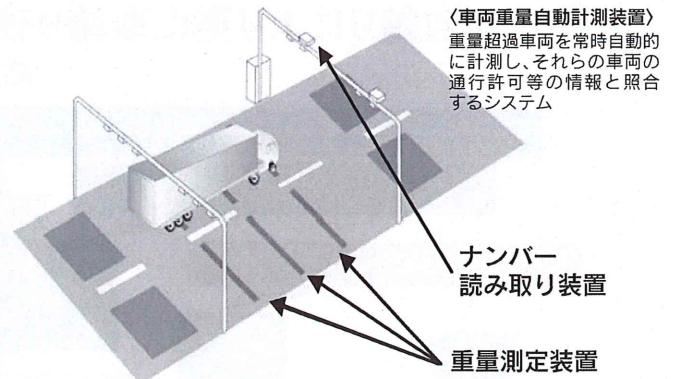
道路脇に設置された指導取締り基地等において、法令遵守意識をもってもらうため、定期的に特殊車両の指導取締りを実施しています。

無許可車両や通行条件違反車両に対しては、道路構造の保全、交通の危険防止のため措置命令や指導警告を行っています。



車両重量自動計測装置による取締り強化

指導取締りを実施してもなお、違反車両の通行が後を絶ちません。そのため、効率的かつ効果的な指導取締りの強化の一環として、「車両重量自動計測装置」により違反車両の通行実態を把握し、悪質な事業者に対しては、指導警告書を送付することとしています。



重量超過車両を常時自動的に計測し、それらの車両の通行許可等の情報と照合するシステム

「特殊車両」は通行許可が必要

大型トレーラなどの「特殊車両」は、大きな貨物や大量の貨物を目的地に届けており、私たちの暮らしに大変役立っています。しかしながら「特殊車両」は重量が重く寸法も大きいため、他の通行車両に迷惑をかけないように通行したり、道路を傷めないようにさまざまなルールが定められています。

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5メートル
長さ	12.0メートル
高さ	3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量 20.0トン(高さ指定道路は25.0トン ※)
	軸重 10.0トン
	隣接軸重 隣り合う車軸の軸距に応じて18.0トン~20.0トン
	軸荷重 5.0トン
最小回転半径	12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「通行許可」が必要です

※ 総重量の一般的制限値を車両の長さ及び軸距に応じて最大25t

【特殊車両の申請に関するお問い合わせは 最寄りの国道事務所へ】

- 福岡国道事務所 管理第一課 特殊車両係 〒813-0043 福岡市東区名島3丁目24番10号 ☎092-681-4731
- 北九州国道事務所 管理第一課 特殊車両係 〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10 ☎093-951-4331
- 佐賀国道事務所 管理第一課 管理係 〒849-0924 佐賀市新中町5番10号 ☎0952-32-1151
- 長崎河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係 〒851-0121 長崎市宿町316番1 ☎095-839-9211
- 熊本河川国道事務所 道路管理第一課 管理第一係 〒861-8029 熊本市西原1丁目12-1 ☎096-382-1111
- 大分河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係 〒870-0820 大分市西大道1-1-71 ☎097-544-4167
- 佐伯河川国道事務所 道路管理課 管理係 〒876-0813 佐伯市長島町4丁目14番14号 ☎0972-22-1880
- 宮崎河川国道事務所 道路管理第一課 道路管理係 〒880-8523 宮崎市大工2丁目39番 ☎0985-24-8221
- 延岡河川国道事務所 道路管理課 管理係 〒882-0803 延岡市大貴町1丁目2889 ☎0982-31-1155
- 鹿児島国道事務所 管理第一課 管理係 〒892-0812 鹿児島市浜町2番5号 ☎099-216-3111
- 大隅河川国道事務所 道路管理課 道路管理係 〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 ☎0994-65-2541
- 有明海洋国道事務所 管理課 維持修繕係 〒835-0024 福岡県みやま市瀬高町下庄801-3 ☎0944-63-4402

違反者には罰則

許可無く、または許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監視員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。

この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主にも、同じように科されます。

※詳しくはHPへ→

特殊車両 罰則

検索

※ ○印はオンライン申請の窓口です。

過積載に対する荷主の措置等

過積載をさせた場合、荷主の責任も！！（道路交通法、貨物自動車運送事業法）

荷主の方へ（発注条件が大きく影響を与えます）

トラック運送事業者が法令を遵守し、安全で良質なサービスを提供していくためには荷主がムリな発注条件を提示することがないようご協力いただくことが不可欠です。また**荷主が事業者に過積載をさせた場合、荷主の責任も厳しく追及**されます。

※荷主とは、真荷主のほか、**下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者**もふくまれます。

過積載車両の運転の要求等の禁止

荷主等は、運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません（道路交通法第58条の5第1項）、これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の**「再防止命令」**（道路交通法第58条の5の第2項）が出されます。

罰則

再発防止命令に違反すると6ヶ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

●**協力要請書（イエローカード）**、**警告書（レッドカード）**及び**荷主勧告の発動**（貨物自動車運送事業法）

違反事業者に対して、貨物自動車運送事業法第33条の規定による過積載違反の行政処分を行う場合、**荷主に対しても過積載運行の再発防止等のための協力要請書**を发出します。

上記により、過去3年間に2回、**協力要請書を发出した荷主**に対し、**警告書を发出**しています。

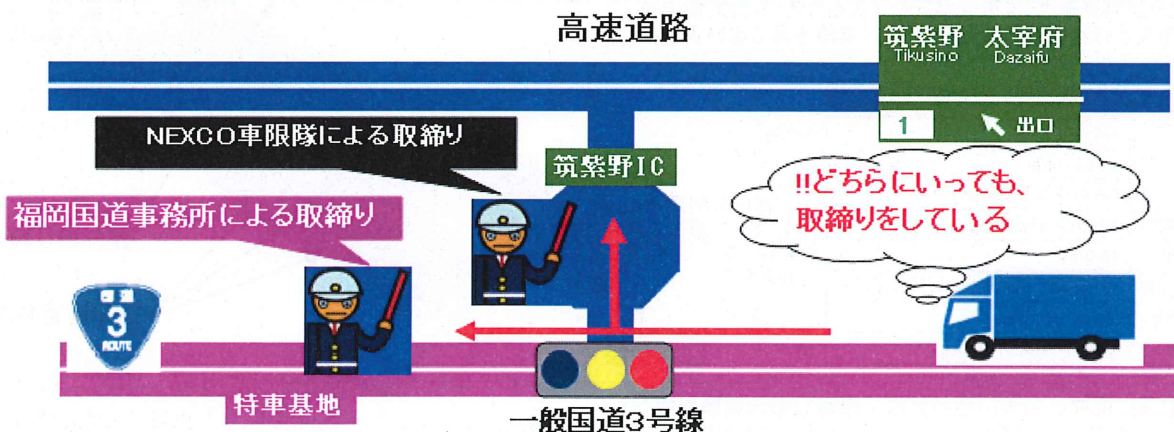
○国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、どうしても過積載しなければ、輸送できない依頼をした場合。

過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合。

荷主に対し、**再発防止の措置を執るよう勧告**します。

国土交通省（福岡国道・福岡運輸支局）・福岡県警察・西日本高速道路(株)
合同取締り実施

合同取締りにより更に取締り強化！違反車両は逃がしません！！



特殊車両の取締りにおける一つの課題として、携帯電話の普及に伴う「情報の漏洩」があり、違反車両がルートを変えて走行する等の事案が、見受けられました。

NEXCOと合同取締りを実施することで、違反車両の逃げ場が無くなり、福岡県警察、福岡運輸支局と合同取締りを実施しておりますので、特殊車両に関するすべての法が、即適用となります。